

役員の報酬等に関する規程

(目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人 あさと福祉会の役員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第 2 条 この規程でいう役員とは、評議員、理事及び監事をいう。

(理事会の出席)

第 3 条 役員が評議員会、理事会に出席したときは、別表 1 により報酬、および別表 4 により交通費を支払うことができる。

2 交通費の実費が、交通費の額を超える場合には、その実費とする。

(役員の報酬)

第 4 条 理事長が理事会・評議員会出席以外で法人及び施設の運営のために、その業務にあたった場合は、別表 2 により報酬を支払うことができる。

2 理事が理事会出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表 3 により報酬および交通費を支払うことができる。

3 交通費は評議員会、理事会出席のため、交通機関を利用し運賃を負担する役員、自家用車等の交通用具を用いて自宅から理事会開催地までの距離の往復分2km以上の者に支払う。

4 交通費の額は別表4のとおりとする。交通費の実費が、交通費の額を超える場合には、その実費とする。

(監事の報酬)

第 5 条 監事が法人及び施設の指導検査への立会い及び運営状況を指導または監査の業務に当たった場合は、別表 2 により報酬および、別表 4 の交通費を支払うことができる。

2 交通費の実費が、交通費の額を超える場合には、その実費とする。

(出張旅費)

第 6 条 役員が法人業務のため出張する場合は、別表 3 により報酬及び交通費等を支給することができる。

2 旅費は、実費を支給する。

3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。

4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

5 旅費等は原則として出張終了後、支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

交通費

(適用除外)

第 7 条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(改正)

第 8 条 本規程を改正する必要がある場合には、評議員会の議決を得なければならない。

付 則

- 1 この規程は、平成 26 年 4 月 11 日より運用する。
- 2 この規程は、平成 27 年 3 月 13 日より運用する。
- 3 この規程は、平成 27 年 5 月 23 日より運用する。
- 4 この規程は、平成 28 年 5 月 27 日より運用する。
- 5 この規程は、平成 29 年 6 月 27 日より運用する。

別表1

名 称	報 酬
理事会・評議員会出席報酬等	5,000円

別表2

名 称	報 酬
理事長業務報酬等	13,000円
理事業務報酬等	10,000円
監事監査指導報酬等	10,000円

別表3

旅 費	宿泊費	報酬 (1日)	交通費	
実 費	10,000円	10,000円	自家用車の場合、自宅か ら目的地までの走行距離 の往復分を30円/km	その他の移動手 段の場合実費

別表4 交 通 費

区 分	金 額
交通機関 (バス・モノレール) 利用者 (往路・帰路合わせて)	1,000円
交通用具 (バイク、自転車、自動車) の利用者 (往路・帰路合わせて)	
2km以上 ~ 5km未満	1,000円
5km以上 ~ 10km未満	1,300円
10km以上 ~ 15km未満	1,600円
15km以上 ~ 20km未満	1,900円
20km以上 ~ 25km未満	2,200円
25km以上 ~ 30km未満	2,500円
30km以上 ~	2,800円